

## 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

- 1 2017年7月27日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行った。宮崎県の目安は、Dランク22円であった。

例年、中央最低賃金審議会が示す目安を基準として、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定している。宮崎地方最低賃金審議会においても、昨年は中央最低賃金審議会の目安を反映し、21円の引き上げが妥当との答申を行い、2016年10月1日から最低賃金が693円から714円に引き上げられた。

しかし、以下に述べるとおり、労働者の生活の安定という観点からは、引き上げ後の最低賃金においても、なお十分とは言い難く、最低賃金の大幅な引き上げは必須である。

- 2 近年、非正規労働者の数が全労働者の4割弱にまで増加し、世帯における主たる稼働者が非正規労働者であるという世帯も多数現れ、いわゆる「ワーキングプア」と呼ばれる貧困層が拡大しつつある。このような現状を踏まえれば、最低賃金制度を「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」として真に実効的に機能させることが必要不可欠であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるように、最低賃金額を引き上げることが喫緊の課題となっている。

- 3 現在の地域別最低賃金の全国加重平均額は、1時間あたり823円であるが、1日8時間、週40時間、働いたとしても、月収14万3000円、年収で約171万円にしかならず、この金額では、労働者が賃金だけで生活を支えていくには不十分である。また、宮崎県の地域別最低賃金は、1時間あたり714円で、仮に本年度中央最低賃金審議会の目安通りに最低賃金が改定されるとしても1時間あたり736円であり、このような額では、人間らしい生活を営むには不十分であることはいっそう明らかである。

4 政府は、2010年6月18日に閣議決定された新成長戦略において、2020年までの目標として「全国最低800円、全国平均1000円」にまで最低賃金を引き上げることを明記し、2016年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016の工程表においても、全国加重平均が1000円となることを目指すとされている。このような政府の目標を達成するためにも、本年度、全国全ての地域において、大幅な最低賃金の引き上げが必須である。

もともと、最低賃金の大幅な引き上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。政府は、最低賃金の引き上げが困難な中小企業については、最低賃金の引き上げを誘導するための補助金制度等の構築を検討すべきである。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。

5 当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、宮崎地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の目安にとらわれることなく、主体的に宮崎県の地域別最低賃金額の大幅な引き上げを図ることを求める。

2017（平成29）年7月25日

宮崎県弁護士会

会長 小林 孝志

